

JIS

ロープ式エレベータの安全要求事項— 第 1 部：構造及び装置

JIS A 4307-1 : 2019

(JEA/JSA)

平成 31 年 2 月 25 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 建築技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	伊藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
(委員)	石川 裕	一般社団法人日本建設業連合会 (清水建設株式会社)
	加藤 信介	東京大学名誉教授
	鎌田 崇義	東京農工大学
	橋高 義典	首都大学東京
	清野 明	一般社団法人住宅生産団体連合会 (三井ホーム株式会社)
	棚野 博之	国立研究開発法人建築研究所
	西野 加奈子	一般社団法人建築・住宅国際機構
	服部 幸夫	断熱・保温規格協議会
	藤田 聡	東京電機大学
	藤野 珠枝	主婦連合会 (藤野アトリエ一級建築士事務所)
	真野 孝次	一般財団法人建材試験センター
	村川 まり子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (鎌倉市消費生活センター)
	本橋 健司	一般社団法人日本建築学会 (一般社団法人建築研究振興協会)
	山崎 徳仁	独立行政法人住宅金融支援機構
	吉野 裕宏	国土交通省大臣官房官庁営繕部

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：平成 31.2.25

官 報 公 示：平成 31.2.25

原 案 作 成 者：一般社団法人日本エレベーター協会

(〒107-0062 東京都港区南青山 5-10-2 第 2 九曜ビル TEL 03-3407-6471)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：建築技術専門委員会 (委員長 伊藤 弘)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、国土交通省住宅局 住宅生産課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
0 総則	1
0.1 一般	1
0.2 一般特記事項	1
0.3 原則	2
0.4 前提条件	2
1 適用範囲	4
1.1 一般	4
1.2 補足規定	4
1.3 適用の除外	4
1.4 既設エレベータの除外	5
2 引用規格	5
3 用語及び定義	7
4 重大な危険源のリスト	14
5 安全上の要求及び／又は保護処置	16
5.1 一般	16
5.2 昇降路，機械スペース及びプーリ室	16
5.3 乗場戸及びかご戸	46
5.4 かご，釣合おもり及びバランスウエイト	58
5.5 つり装置，コンペーンション装置，及び関連の保護装置	69
5.6 自由落下，過速度，戸開走行に対する防止措置	74
5.7 ガイドレール	83
5.8 緩衝器	87
5.9 巻上機及び附属機器	88
5.10 電気工事及びその機器	94
5.11 電氣的な故障に対する保護，故障分析，電気安全装置	101
5.12 制御，ファイナルリミットスイッチ，優先順位	105
6 安全上の要求及び／又は保護処置の検証	116
6.1 技術適合資料	116
6.2 設計の検証方法	116
6.3 しゅん（竣）工前の検査及び試験	119
7 使用方法に関する情報	120
7.1 一般	120
7.2 取扱説明書	120
7.3 （対応国際規格の規定を削除）	120

	ページ
附属書 A (規定) 電気安全装置一覧	121
附属書 B (参考) 技術適合資料	123
附属書 C (参考) 定期検査及び重大改修又は事故後の検査	124
附属書 D (参考) 機械スペースアクセス	125
附属書 E (参考) 建築物との取り合い	126
附属書 F (規定) ピットアクセスはしご	128
附属書 G (参考) ISO 22559-1 と ISO/DIS 8100-1 との関連性	131
参考文献	132
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	133
解 説	163

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本エレベーター協会（JEA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。国土交通大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS A 4307 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS A 4307-1 第 1 部：構造及び装置

JIS A 4307-2 第 2 部：検査及び試験

白 紙

ロープ式エレベータの安全要求事項—

第 1 部：構造及び装置

Lifts for the transport of persons and goods— Part 1: Passenger and goods passenger lifts

序文

この規格は、2017 年に回付された **ISO/DIS 8100-1** を基とし、建築基準法との整合を図るため技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

0 総則

0.1 一般

この規格は、**JIS B 9700** に規定するタイプ C 規格である。危険源、危険状態、及び危険事象の程度並びに機械装置との関連をこの規格において示している。

タイプ C の規格に従って設計された機械装置で、タイプ A 又はタイプ B の規定とタイプ C の規定とが異なる場合は、タイプ C が優先される。

0.2 一般特記事項

0.2.1 この規格は、エレベータの通常使用、保守及び非常運転に伴う事故の危険から人及び物を安全に保護する目的で、乗用、人荷用、寝台用又は荷物用エレベータに関する安全規定を定義している。

0.2.2 箇条 4 に示したエレベータに起きる可能性のある事故について調査研究が行われた。

0.2.2.1 保護対象者は、次による。

- a) 利用者（保守・検査員を含む。）
- b) エレベータからの影響を受ける可能性のある、昇降路、機械室又はプーリ室の近傍にいる者

0.2.2.2 保護対象物は、次による。

- a) かご内の積み荷
- b) エレベータ機器
- c) エレベータを据え付ける建物
- d) エレベータの近傍

0.2.3 構成機器が手で動かせない質量、寸法及び形状の場合、その機器は次のいずれかを前提としている。

- a) 揚重用金具などを取り付けている。
- b) 揚重用金具などを取り付けることができる構造である（例えば、取付けねじ穴付）。
- c) 標準的な揚重作業を容易に行うことができる形状である。